

2. 出願資格

1) 出願資格（博士課程後期課程）

以下のいずれかの要件を満たす者。

1. 修士の学位または専門職学位を有する者、および **2021年3月末**までに取得見込みの者。（学校教育法第102条第1項）
2. 外国において、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および **2021年3月末**までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第156条第1号）
3. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および **2021年3月末**までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第156条第2号）
4. 日本国内において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および **2021年3月末**までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第156条第3号）
5. 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者、および **2021年3月末**までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第156条第4号）
6. 外国の学校、学校教育法施行規則第156条第3号の指定を受けた教育施設または国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験および審査に相当するものに合格し、修士の学位を有すると同等以上の学力があると認められた者。（学校教育法施行規則第156条第5号）
7. 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認められた者。（平成元年文部省告示第118号）
8. 本大学院において、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、**2021年3月31日**までに満24歳に達するもの。（学校教育法施行規則第156条第7号）

上記の出願資格「第1項～第5項」において「見込み」で受験して合格し、出願資格に必要な要件を **2021年3月末**までに満たせない場合は、入学が許可されませんので、注意してください。

【出願資格に関する注意事項】

出願資格「第7・8項」によって出願しようとする者は、出願に先立って出願資格審査を受けてください。審査の手順等については、**2020年11月20日（金）**までに学部事務1課文学研究科入試担当へ問い合わせてください。

2) 一般入学試験受験資格

博士課程後期課程の出願資格要件（上記参照）を満たす者。

3) 出願資格審査 (出願資格「第7・8項」により出願する場合)

下記の書類を所定の提出期間内に提出してください。

	書類	内容
1	成績・単位証明書 ※	出身大学が発行したもの。本学出身者は不要。
2	在職証明書 業績一覧、その他 ※	大学、研究所等の発行したもの。
3	履歴書	本研究科大学院入試の Web サイトから所定の用紙をダウンロードし、注意事項に従って作成したもの。
4	研究計画書	本研究科大学院入試の Web サイトから所定の用紙をダウンロードし、注意事項に従って作成したもの。
5	連絡先メモ	連絡先〈住所・電話番号(携帯電話も含む)〉を明記したもの。 市販の便箋などを使用のこと。
6	返信用封筒	市販の長形3号封筒(120×235mm)に、出願資格審査回答書の送付先住所・氏名を明記したもの。返信用切手は不要。

※ 証明書記載の氏名が、現在の氏名と異なる場合は、氏名変更を証明する公的な書類(戸籍抄本等)1通を添付してください。提出された書類は同一人物であることの確認以外の用途では使用しません。なお、入学後に「旧姓使用」「通称使用」「別名併記制度に基づく氏名使用」を希望する者は、届け出により許可されます。詳細は合格者に対して送付する書類を参照してください。

提出方法(郵送に限ります)

提出期間	2020年11月27日(金)～12月1日(火)
------	-------------------------

1. 日本国内から提出する場合は、締切日の郵便局消印有効。日本国外から提出する場合は、締切日必着。
2. 所定の各書類を、市販の封筒を用いて簡易書留・速達で下記宛に郵送してください。封筒には、「出願資格審査書類在中」と赤字で明記してください。

〒171-8501 東京都豊島区西池袋 3-34-1
立教大学 学部事務1課 文学研究科入試担当 宛

【出願資格審査結果の回答とその後の手続】

1. 審査結果については、2020年12月14日(月)に返信用封筒を用いて発送する出願資格審査回答書でお知らせします。
2. 出願資格が有ると判定された場合は、所定の出願期間内(2021年1月8日(金)～1月12日(火))に、所定の出願手続(Web出願システム入力・選考料納入、および出願書類提出)を行ってください(詳細は5頁参照)。その際、出願書類のうち出願資格審査時に提出した書類(「成績・単位証明書」「研究計画書」)を再び提出する必要はありません。